

令和元年 5 月（令和元年度第 2 回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和元年 5 月 24 日（金曜日）午後 2 時 00 分～
2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室
3. 出席委員（15 名）12 番欠番
委員 1 番 坂 口 利 邦
委員 2 番 内 倉 孝 子
委員 3 番 富 永 浩 二
委員 4 番 白 田 利 秋
委員 5 番 中 嶋 睦 巳
委員 6 番 中 村 重 治
委員 7 番 上 岡 ヒトミ
委員 8 番 永 野 易 美
委員 9 番 大 窪 輝 則
委員 10 番 藤 井 勇 次
委員 11 番 福 田 智 浩
委員 12 番 冷 水 正 行
委員 13 番 吉 永 良 行
委員 14 番 福 園 幸 雄
委員 15 番 鶴 岡 和 喜
会 長
4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員 13 番 冷 水 正 行 ・ 14 番 吉 永 良 行
6. 議 題 議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請の件について
議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請の件について
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画案の件について
7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員
事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘
10. 農地利用最適化推進委員 15 名出席（船間委員欠席）
11. — 閉会 —
12. 農地利用最適化推進会議（農地利用の最適化の推進活動の展開について）

第2回定例総会 会議の概要

【午後2時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第1回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は15名中15名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、13番の冷水正行委員と14番の吉永良行委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第7号から議案第9号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第7号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は3件で、全て所有権移転で、売買が2件、贈与が1件となっています。</p> <p>売買の2件は、畑が4筆で5,033平方メートルです。贈与の1件は、田が2筆で1,964平方メートル、畑が2筆で3,194平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇外3筆で、田が2筆計1,964平方メートル、畑が2筆計3,194平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、畑が3筆で2,591平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆で2,442平方メートルです。</p> <p>以上、3件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から3番まであります。お目通し下さい。</p>

議 長	<p>それでは、3件の申請について審議します。異議意見等ありませんか。</p> <p>【異議なしとの声あり。】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第7号農地法第3条許可申請の3件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第8号農地法第5条許可申請の件「5-1-5」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-5」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さん外3名となっております。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外8筆、畑が9筆計で9,910平方メートルとなっております。</p> <p>転用目的が牛舎とロール置場にしたいということで、事業拡大により、現在使用している牛舎が手狭になってきたため、申請地を借用及び譲り受け、牛舎の増設と併せロール置場として利用したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分は用途区分変更が済んでおりますので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当致します。</p> <p>この案件につきましては、3月総会において農業振興地域整備計画変更の申請がありまして、その際、現地調査及び審議いただいた案件であります。配置図については、面積が大きいので次のページに掲載しておりますけれども、農業振興地域整備計画の変更について、今回、見取り図の青く塗られた部分が、今回許可になったということで、その部分が牛舎7棟とロール置場の設置の申請内容で、今回5条申請で上がってきております。農振の計画変更の時には、この西側の方に堆肥舎なども造る予定でまとめて申請がありましたが、その部分についてはまだ許可が出ておりませんので、先に牛舎とロール置場の許可が出たことから、今回5条申請が上がっている状況であります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-5」について、この件については、事務局が説明しましたように、3月に現地調査をされ、町委員会としては許可したところですが、今回5条申請されました。</p> <p>この件について審議します。異議意見等ありませんか。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>5番、中嶋です。牛舎を建てられるところの場所ですが、排水関係はどちらの方に排水されるのですかね。</p>
議 長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>図面を見て頂ければよろしいかと思いますが、青く塗られている部分が、既設の水路であります。それぞれ牛舎の中の排水については、ちゃんと堆肥舎とかで処理をしますので出ることはありませんということでした。周りを舗装致しまして、四角い柵が書いてありますが、そこが集水柵になりますけれども、そこに雨水を集めて、東側の水路に流して最終的には県道の方に流れるように雨水処理はするということでもあります。以上です。</p>
中嶋委員	<p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。 はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3番、富永です。私たちが見て一番心配しているのは、町の下の方にありますけ</p>

富永委員	れども、今の排水路を使って末端はどこに落ちてどういうふうに流れるのか、例えば直接水源地の方に影響があるような流し方でないのかどうか、そこらの所は どういうふうになっているのか、どうでしょうか。
議 長	3月に現地調査をされた大窪委員どうだったでしょうか。
大窪委員	はい、ここから流すのは雨水のみということでした。そして前回建てられた牛舎の中からは何も流れない設備になっていました。今回もそのように造るということでしたので、牛舎からの糞尿については流れることは無いということです。
富永委員	分かりました。
議 長	よろしいでしょうか。
富永委員	はい。
議 長	他にございませんか。 はい、上村推進委員。
上村推進委員	頭数はどれくらいの規模になりますか。頭数によって汚水槽も違ってくると思いますが。
議 長	事務局どうですか。
事務局	計画書の方では最終的に1,250頭ぐらいにしたいということを出ておきまして、それについての畜産課と県の方との畜産環境保全意見書等も揃えた上での提出となっていますので、その辺は守られるというふうに考えております。
議 長	他にございませんか。 はい、藤井委員。
藤井委員	10番、藤井です。いま富永委員から質問があって、大窪委員が答えられたのですけれども、今日、〇〇の方からの相談業務で2、3回行き来したのですが、牛小屋の汚物が流れるというより、通路で農機具を洗われた際と思いますが、道路向かいの畜舎側に自販機がありますが、あちら側の県道側溝付近に洗浄したものが流れたような汚物らしきものがありました。いま富永委員が言われたそういう事を考えてみたときに、流さないと言われたのであれば、そういうものはスコップ等で処理するとか、そこは指導をさせた方がよいかもは知れないですね、現状ではありました。そして、〇〇の方にミカン園があったところを天地返して飼料を作っていたらいいのですが、昨日そこに堆肥を振られて耕耘されたようだったのですけれども、トラクターが大きいものですから、堆肥を踏んだまま、舗装道路を走られるものですから、町の貯水タンクがあります所まで落ちていました。従業員が出て落ちたものをタイヤショベルに積み込んで掃除されていましたが、そこらはしっかり出来ているのかなと思ったのですが、いま言われる県の側溝への流れについては、その都度、その都度やはり除去するように指導した方が良いとは思いますが。以上です。 はい、事務局。
事務局	畜産課の方にもそういったことについては、気を付けて頂くように話をしておきたいと思えます。
議 長	他にはございませんか。 よろしいでしょうか。
	「はいとの声あり」
議 長	はい、それでは異議なしと認め、議案第8号農地法第5条許可申請の件「5-1-5」については、許可相当との意見を付して県に進達するというように決定しました。 つづきまして4ページをお開きください。

議 長	議案第 8 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-6」について、事務局が説明をいたします。
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-6」についてご説明いたします。</p> <p>借人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆、田が 3 筆計で 1,378 平方メートルと畑が 1 筆 103 平方メートルとなっています。転用目的が加工場、事務所、駐車場にしたいということで、現在、加工業務を隣接の既存店舗内で行っていますが、手狭になってきており、また従業員を増員予定であり、事務所も手狭になってくることから増設し、併せて社用車と従業員用の駐車場としてりようしたいということで申請が出ております。農地の区分が第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇橋を渡り、〇〇方面へ向かいますと〇〇スタンドがありますが、そこから約 250 メートル進むと〇〇畜産の〇〇があり、その隣接する北側と東側に申請地があります。配置図については、県道側に駐車場、奥の土地に加工場と事務所を配置する予定で、加工場と事務所の浄化槽排水については、県道の西側にある側溝に流すように土地改良区と協議中であります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	はい、「5-1-6」について、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、藤井委員。
藤井委員	<p>10 番、藤井です。「5-1-6」について現地調査の報告をいたします。5 月 21 日に上岡委員、私、事務局、それと申請人のお父さんと事務員の方も来られて現地調査をいたしました。いま事務局が説明したとおりなのですが、既存の店舗がこの図面で見ると右手前になりますが、後ろ側と左側を 1 メートルから 1.5 メートルぐらい埋められると思うのですが、そうした場合、既存の処理施設の浄化槽が道路側にあるわけですが、それにどうやって流しますかということで、一応説明を受けましたが、まだ埋める高さ等も決まっていないということでした。そうなれば既存の浄化槽の流末が土地改良区の用水路に入るものですから、そうなってくると加工場も少し大きいものですから、既存のその浄化槽までをどうやって流されるのかということで、意見をしたところだったのですが、そのところは土地改良区とその日に相談されるということでしたので、土地改良区の意見書がどのように出るのかでまた変わってくると思います。現地調査の内容としては埋める高さでどうなるかということが少し引っかかるところです。以上です。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-1-6」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3 番、富永です。そのことで私も土地改良区で事務局と話をしたのですが、実際にはまだ正式に書類も何も上がって来てないということで、ただ本人から電話連絡みたいなのがあって、そういう話をされたということでもあります。正式な書類が届き次第、土地改良区としても現地を調査したいということがございます。</p>

富永委員	そのようなことから今ここでどうのこうのというのは難しいのかなと思います。以上です。
議 長	事務局としてはどのように聞いていたのですか。
事務局	申請時点で土地改良区の意見書が無かったものですから、こちらから申請代理人の方にその意見書を付けて下さいということで話をしたところ、まだ浄化槽について協議中であるという状況を現地調査の時に確認したところでありました。とにかく意見書が揃わないと県の方にも進達が出来ない状況であります。ただ、今考えるのは排水計画が浄化槽で処理をして排水するというようなことで、申請の段階では排水計画の方はなっておりますので、そこをちゃんと遵守するということと、土地改良区とちゃんと協議した上で、問題ないような排水をつなぐということであれば、そういったことを条件付きで許可ということにさせて戴ければと思っております。以上です。
議 長	はい、いま事務局が言いましたけれども、これについて何かありますか。 はい、藤井委員。
藤井委員	もう 1 点、図面の左側に道路がありますよね、田んぼの作業道になりますが、これは舗装道路ですが、申請地との境に 30 センチのトラフが入っているわけですが、埋め立てを県道側と同じ高さにされれば、雨水は県道の側溝に乗るわけですが、それ以下でされた場合、雨水が農道側のトラフに流れる懸念があり、それと右側に〇〇〇番地とあるところの境界に 15 センチぐらいの小さい用水路が通っておりまして、どちらにしても雨水が入り込んでしまうなと思って、そうなるとうと、これは用水になっていますので、そこもやはり土地改良区との協議が必要になってくると思っています。だからそこがはっきりしない以上は何とも言えないなと思います。
議 長	他にありませんか。 はい、富永委員。
富永委員	いま聞かれたとおりですけれども、私たちから見た場合、いまここで土地改良区からの意見書がどう出てくるか分かりませんが、それが出てきてから皆さんで協議をしませんと、農業委員会としての意見のとりまとめは出来ないと思いますが、どんなものでしょうか。
議 長	他に。 はい、前原推進委員。
前原推進委員	いま言われたとおり私もそう思います。まだどのぐらいの高さで埋め立てるのか、排水についても土地改良区との協議も済んでいないということみたいですので、審議できないのではないですか。
富永委員	土地改良区としては、申請人から正式な書類が提出されれば、早急に調査をし、意見書は早く出せると思います。
事務局	現地調査の時に話をした時には、その日には土地改良区に行って手続きをしたということでした。
議 長 議 長	皆さんどう思われますか。 審議するには排水の問題や関係機関の意見書等も揃っていない状況でもありますので、それらの書類が揃ったうえで再度審議するということがよろしいでしょうか。
	「異議なしとの声あり」

議 長	<p>それでは、農地法第5条許可申請の件「5-1-6」については、関係機関等の書類の提出等を待って審議することといたします。</p> <p>それでは5ページをお開きください。</p> <p>議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年5月分について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の5月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が2件の3筆で4,044平方メートル、畑はありません。詳細につきましては6ページに掲載してあります。</p> <p>この2件については3月と4月の総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に2番の利用権設定ですが、内之浦地区が新規設定で田が9件の11筆で12,131平方メートル、畑はありません。再設定は田が9件の12筆で12,113平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が8件の20筆で15,248平方メートル、畑が2件の27筆で12,870平方メートル、再設定が、田が8件の10筆で13,452平方メートル、畑が5件の11筆で28,300平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が34件の53筆で52,944平方メートル、畑が7件の18筆で41,170平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、41件の71筆で94,114平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が7から8ページ、高山地区が9から10ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は1番の所有権移転が2件、2番の利用権設定が、内之浦地区が18件、高山地区が23件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、所有権移転の2件について審議しますが、番号の1番に大坪推進委員の関係する申請があります。大坪推進委員の退席をお願いします。</p> <p>(大坪委員退席)</p>
議 長	<p>それでは所有権移転の1番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、所有権移転の1番については提案どおり許可することに決定しました。(大坪委員：入室・着席)</p> <p>つづきまして番号の2番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、2番の所有権移転については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が7ページから8ページ、高山地区が9ページから10ページになります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、内之浦地区の18件の申請分から審議します。番号の10番に黒江推</p>

議 長	進委員の関係する案件があります。黒江推進委員の退席をお願いします。 (黒江推進委員退席)
議 長	それでは、内之浦地区 10 番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、内之浦地区 10 番については、提案どおり許可することに決定しました。(黒江委員：入室・着席) 他の案件につきまして更にお目通しください。
議 長	それでは、内之浦地区の 10 番を除く、他の 17 件について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしとのことですので内之浦地区の 10 番を除く、他の 17 件については、全て提案どおり許可することに決定しました。 つづきまして、高山地区の 23 件の申請の審議に移ります。お目通しをお願いします。
議 長	それでは審議に移りますが、まずは申請の 16 番に新西推進委員の関係する案件があります。新西推進委員の退席をお願いします。(新西推進委員退席)
議 長	それでは、高山地区の 16 番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、高山地区の 16 番については、提案どおり許可することに決定しました。(新西委員：入室・着席) 他の案件につきまして更にお目通しください。
議 長	それでは、高山地区の 16 番を除く 22 件の申請分について審議します。異議意見とございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、高山地区の 16 番を除く、他の 22 件申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。 つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。11 ページをお開きください。報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」8 件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。 つづきまして、12 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 4 件出ております。あっせん委員

議 長	を選任したいと思います。まずは「あ-1-4」について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>「あ-1-4」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆、地目・面積は、畑が3筆計、2,100平方メートルで、あっせんの種類は貸付希望です。</p> <p>希望価格については、全部で5千円であり希望期間が3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇の〇〇にレストラン・〇〇がございますが、ここから北へ道なりに600メートルほど行った左側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-4」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-5」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-5」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田が1,131平方メートルです。あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会から〇〇振興会へ向かう途中に〇〇ポンプ場がございますが、ここから東へ250メートルほど行った所の左側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-5」のあっせん委員を、地区委員の白田委員と富永委員にお願いいたします。</p> <p>次に13ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-1-6」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-6」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町後田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地は、肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、地目・面積は田が2筆計1,665平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は、譲渡希望で希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇公民館から南へ500メートルほど行った左側に字〇〇の田が、さらに50メートルほど進みまして左折いたします。橋を渡りまして、すぐ右折いたします。250メートルほど行った左側に字〇〇の田となります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-6」のあっせん委員を、地区委員の冷水委員と福園委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-7」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>申出人が肝付町後田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地は、野崎・新富・前田・後田地区の田で、1反から最終的に2町程度、借受希望となっています。希望価格は、10アール当たり1万円又は米2俵で、土地改良費は借受者が全額負担するというので、希望期間は5年となっています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-1-7」のあっせん委員については、希望地区が高山地区の広範囲でありますので、高山地区の農業委員全員で当たるということをお願いいたします。以上であっせん申出に係る4件の、あっせん委員の選任関係を終わります。つづきまして、14ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、14ページから16ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望分をそれぞれ載せております。</p> <p>成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては、以上で説明を終わります。</p>
議 長	はい、それではこの件につきまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	<p>ないようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>何かございませんか。 はい、事務局。</p>
事務局	事務局からですが、この後、会終了後、3時10分から農地利用の最適化に係る推進会議を開催します。会議資料につきましては、お手元に配布しておりますので、それにより行いますのでよろしく申し上げます。以上です。
議 長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	<p>それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、6月25日(火曜日)の予定としておりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、5月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午後2時55分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年5月24日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 冷水 正行

委 員 吉永 良行